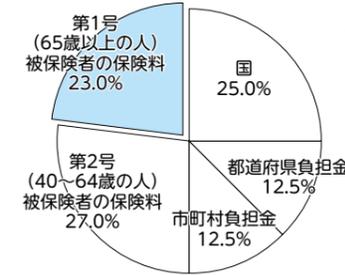


介護保険料は、町の介護保険制度を運営していく大切な財源となっており、介護サービスを円滑に実施するため、介護保険サービスに必要な費用に於いて3年ごとに見直されます。

介護保険の運営に必要な費用の半分は被保険者の保険料で賄われ、残りの半分は公費（国・県・町）が負担しています。

65歳以上の人の介護保険料は、令和3～5年度の3年間に必要な介護保険サービスにかかる費用などから算出した基準額をもとに、本人の所得や世帯員の住民税課税状況などに於いて決定します。

令和3年度介護保険料決定通知書を6月中旬に送付しますので、各納期の金額をご確認ください。



保険給付に必要な費用で65歳以上の人が負担する額（3年間）
1,862,923,000円

65歳以上の人数（3年間の延べ人数）
28,228人

年間保険料（基準額）
66,000円

令和3年度の介護保険料額（平成30～令和2年度と同額）

介護保険料所得段階	保険料率	年間保険料
第1段階 1.生活保護受給者 2.本人及び世帯全員が町民税非課税で、かつ本人が老齢福祉年金受給者もしくは課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人	基準額×0.3	19,800円
第2段階 本人及び世帯全員が町民税非課税かつ課税年金収入額+合計所得金額が120万円以下の人	基準額×0.5	33,000円
第3段階 本人及び世帯全員が町民税非課税で、上記に該当しない人	基準額×0.7	46,200円
第4段階 本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税者がいる人のうち課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人	基準額×0.85	56,100円
第5段階 本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税者がいる人で、上記に該当しない人	基準額	66,000円
第6段階 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.15	75,900円
第7段階 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.25	82,500円
第8段階 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.5	99,000円
第9段階 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	基準額×1.7	112,200円
第10段階 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額×1.8	118,800円
第11段階 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	基準額×2.0	132,000円
第12段階 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	基準額×2.1	138,600円
第13段階 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額×2.2	145,200円

※令和元年10月からの消費税増税に伴い、第1段階～第3段階の人の保険料率は軽減されています。

特別徴収（年金天引き）対象の人
特別徴収により納付されている人の、4月・6月・8月の保険料は、令和3年2月に年金から徴収した保険料額と同額です（仮徴収）。確定した年間保険料額から仮徴収合計額を差し引いた額を3回（10月・12月・2月）に分け、年金から差し引かれます（本徴収）。

普通徴収（納付書・口座振替で納付）対象の人
年間保険料額から第1期分を差し引いた額を残りの5回の納期で分けて納めていただきます。

介護保険料の減免制度

▶問合せ 保険年金グループ ☎079 (435) 2582

表の減免対象に該当する人は、介護保険料決定通知書を持参のうえ保険年金グループにお越しください。
※必ず事前にお問い合わせいただき、必要書類をご確認ください。

減免対象者	減免額					
①本人または生計を維持している人が火災などで住宅や財産に2分の1以上の損害を受けた人	保険料の全額					
第2段階以上で以下のいずれかに当てはまる人 ②生計を維持している人が死亡や長期入院で所得が2分の1以下になった人 ③生計を維持している人が事業の廃止や失業で所得が2分の1以下になった人 ④生計を維持している人が不作為不漁で所得が2分の1以下になった人	既に賦課した保険料と減少した所得を基に計算した保険料との差額					
⑤第1段階（生活保護受給者を除く）で以下の全てに当てはまる人 （ア）世帯全員の前年もしくは今後1年間の収入金額が次の金額以下であること	保険料の2分の1					
<table border="1"> <tr><td>単身世帯</td><td>60万円</td></tr> <tr><td>2人世帯</td><td>60万円</td></tr> <tr><td>3人以上の世帯</td><td>60万円 + 17.5万円 × (世帯の人数 - 2)</td></tr> </table> <p>(イ) 資産などを活用してもなお生活が困窮していること (ウ) 市町村民税が課税されている人と生計が同一でないまたはその人に扶養されていないこと</p>		単身世帯	60万円	2人世帯	60万円	3人以上の世帯
単身世帯	60万円					
2人世帯	60万円					
3人以上の世帯	60万円 + 17.5万円 × (世帯の人数 - 2)					
⑥第2段階で以下の全てに当てはまる人 （ア）世帯全員の前年もしくは今後1年間の収入金額が次の金額以下であること	第1段階と第2段階保険料との差額					
<table border="1"> <tr><td>単身世帯</td><td>120万円</td></tr> <tr><td>2人世帯</td><td>120万円</td></tr> <tr><td>3人以上の世帯</td><td>120万円 + 35万円 × (世帯の人数 - 2)</td></tr> </table> <p>上記⑤の（イ）（ウ）に同じ</p>		単身世帯	120万円	2人世帯	120万円	3人以上の世帯
単身世帯	120万円					
2人世帯	120万円					
3人以上の世帯	120万円 + 35万円 × (世帯の人数 - 2)					
⑦第2段階で外国籍高齢者等福祉給付金を受給している人	第1段階と第2段階保険料との差額					
⑧刑事施設に1ヵ月を超えて入所している人	入所月から退所月の前月までの期間の保険料					

後期高齢者医療保険料の均等割軽減割合が変わります

▶問合せ 保険年金グループ ☎079 (435) 2581

後期高齢者医療制度発足時における保険料の激変緩和措置として、国の予算措置により実施されてきた保険料軽減特例措置について、制度の持続性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、平成29年度から段階的に所得割軽減及び元被扶養者の均等割軽減が見直されてきました。

令和3年度より、今まで特例による均等軽減割合（7.75割軽減）がかかっていた方の軽減割合が、本則どおり7割軽減となります。

また、令和3年度より均等割軽減判定所得基準も変更されます。

対象者の所得要件 （世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額）	均等割の軽減割合 （軽減後均等割年額）
総所得金額等が 43万円 + 10万円 × (年金・給与所得者数 - 1) 以下の世帯所得の人	7割軽減 (15,411円)
総所得金額等が 43万円 + {28.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (年金・給与所得者数 - 1)} 以下の世帯所得の人	5割軽減 (25,685円)
総所得金額等が 43万円 + {52万円 × 被保険者数 + 10万円 × (年金・給与所得者数 - 1)} 以下の世帯所得の人	2割軽減 (41,096円)